

憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明

政府は、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（座長柳井俊二元駐米大使、以下「安保法制懇」という）が4月にも出す意見を踏まえ、内閣として憲法第9条の解釈変更を閣議決定し、憲法改正手続をまたずに、集団的自衛権の行使を容認しようとしている。しかしながら、憲法9条の定める恒久平和主義のような基本原理を政府の解釈や法律によって根本的に変更しようとすることは憲法が憲法を国の最高法規と定め、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし（第98条）、国務大臣や国会議員に憲法尊重擁護義務を課す（第99条）ことで、政府や立法府が憲法に制約されることとした立憲主義に違反し、到底許されないものである。

政府はこれまで、憲法第9条の解釈として、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法第9条第2項が保持を禁じる「戦力」に当たらないこと、このような自衛隊には、我が国に対する武力攻撃が発生した場合にはこれを排除するための必要最小限度の実力の行使、すなわち個別自衛権を行使する場合を除き、武力の行使が許されないとしてきた。

自衛隊が発足したのは1954年7月であるが、発足当初から国会において自衛隊と憲法第9条との関係が論争されてきた。1954年12月22日第21回国会の衆議院予算委員会において当時の防衛庁長官は政府の統一見解として、憲法は自衛権を否定しておらず、自衛のための抗争は放棄をしていないこと、自国に対して武力攻撃が加えられた場合、国土を防衛する手段として武力を行使することは憲法に違反しないこと、自衛隊は自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは何ら憲法に違反するものではないと説明し、以後、60年間、この見解が維持されてきた。

また、自衛のための自衛権の武力の行使がどのような状況下で許されるかについても国会で論争された。政府は、1954年4月6日衆議院内閣委員会において、法制局長官が自衛権の発動は次の三要件を満たす場合に限られると説明してきた。

- ①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと
②これを排除するために他の適当な手段がないこと ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

以上のように、我が国が武力の行使を認められるのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限定されることから、論理的必然的に、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃だからとして実力をもって阻止することは我が国の憲法上は、認められないことになる。これまで政府は集団的自衛権の行使につき、このように説明してきた（第19回国会1954年6月3日衆議院外務委員会・外務省条約局長、2004年1月26日衆議院予算委員会・内閣法制局長官）。

ところが、安倍政権は第1次安倍内閣（2007年）において設置した安保法制懇を2013年7月復活させ、集団的自衛権等問題についての諮問を行い、さらに内閣法制局長官の人事をはじめとして、内閣による憲法解釈で集団的自衛権の行使を認める体制作りに着手した。

そもそも内閣法制局は、近代憲法が立憲主義として国家に制約を課すものであるところから、内閣が提出する法案につき、憲法適合性を判断するための専門部局である。特に、憲法裁判所の設置がない我が国においては内閣法制局の憲法解釈は極めて重要な役割を有している。その内閣法制局が戦後の歴代内閣のもとで、我が国の憲法解釈として、自国に対する武力攻撃がないのに、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃があったことを理由として武力攻撃をすることができないとしたことの意味には大きいものがある。

一般的に、憲法を初めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に関しつづ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものである（第156回国会、政府答弁）。これが法治国家の原則である。ところが、現在、政府は、この政府解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認しよ

うとする方針を打ち出している。また、議員立法によって国家安全保障基本法を制定しようとする動きがある。

しかしながら、自国が直接攻撃されていない場合には集団的自衛権の行使は許されないとする確立した政府解釈は、憲法尊重擁護義務（憲法第99条）を課されている国務大臣や国会議員によってみだりに変更されるべきでない。また、下位にある法律によって憲法の解釈を変更することは、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし（憲法98条）、政府や国会が憲法に制約されるという立憲主義に反するものであって到底許されない（日弁連2013年5月31日決議）。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士会としては、内閣による憲法解釈の変更により集団的自衛権の行使を認めることには強く反対するものである。

2014年3月17日

愛媛弁護士会

会長 五葉 明徳